NEWS LETTER
Vol48
お客さまとともに

2017年12月号

暦年贈与の仕方
確定申告対策

CONTENTS

暦年贈与の仕方

確定申告対策～その２～

税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
行政書士法人アクシス
株式会社徳島経理代行センター
株式会社マネジメント・スタッフ
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】
〒770-0051
徳島市北島田町１丁目３番地３
TEL　088-631-8119
FAX　088-632-6543

【吉野川支店】
〒776-0005
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1
TEL　0883-26-0182
FAX　0883-26-0187

暦年贈与の仕方

～否認されにくい贈与の仕方とは？～

今年も残り少なくなってきました。毎年贈与をされている方、今年の贈与はもうお済でしょうか？相続税対策で暦年贈与をしていても、その贈与の仕方が間違っていれば税務署から贈与とは認められず、計画的に行ってきた相続対策が無駄になってしまう場合もあります。そこで今回は税務署に否認されにくい贈与の仕方をご紹介します。

暦年贈与ってなに？

「暦年贈与」とは、１月１日から12月31日までの１年間に贈与を受けた財産の額を合計して贈与税額の計算することです。年間110万円までなら贈与税はかかりません。

この110万円というのはもらった人を基準に計算します。

例えば孫がおじいちゃんから110万円、おばあちゃんから110万円を同じ年にもらった場合、孫が１年間に贈与を受けた額は220万円となり贈与税がかかってきます。

暦年贈与の仕方

暦年贈与は次の手順でしましょう。

Step1 贈与契約書を作成する。 → Step2 お金の受け渡しをする。 → Step3 贈与税の申告をする。

Step1. 贈与契約書を作成する。

契約書には、①いつ②誰が③誰に④いくらあげるかを記載して、贈与者（あげる人）と受贈者（もらう人）の両者が署名押印をしておきましょう。

契約書がなくても贈与は成立しますが、作成しておいた方があとから誰が見ても分かる客観的な証拠となります。

Step2. お金の受け渡しをする。

お金の受け渡しは、贈与者（あげる人）の名義の銀行口座から受贈者（もらう人）の名義の銀行口座へ直接振込みをしてください。これも客観的な証拠を残しておくためです。

ここで注意するポイントは受贈者（もらう人）本人が管理し自由に使える状態の銀行口座に振り込むことです。

よくあるケースはおじいちゃんが相続税対策として孫にお金を贈与したいが、まだ本人に現金は渡したくない。そこで孫名義の通帳に振込みはするものの、その通帳はおじいちゃんが管理して孫には使わせないというケース。この場合、孫は実質的にお金をもらっていないので贈与は成立していないとみられ、おじいちゃんが亡くなった時にはその孫名義の預金はおじいちゃんの相続財産とされます。

Step3. 贈与税の申告をする。

受贈者（もらう人）の１年間にもらった金額が110万円を超える場合には、確定申告時期に贈与税の申告をしてください。

連年贈与に注意！

連年贈与とは、今後毎年100万円を10年間にわたって贈与するといったように事前に取り決めて贈与することをいいます。

こういった場合、１年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束をした年に1,000万円（10年間にわたり毎年100万円ずつの給付を受ける権利）の贈与を受けたものとして贈与税がかかるようになります。

毎年同じ日に同じ金額を贈与していると連年贈与とみなされる場合がありますので、こういった場合は必ず贈与のつど贈与契約書を作成しておきましょう。できれば毎年贈与日や贈与金額を変えておくとなおよいでしょう。

相続開始前３年以内の贈与は相続財産に持ち戻される？

相続開始（亡くなった日）前３年以内に贈与した財産は、たとえ贈与税がかからない110万円以内の贈与であっても相続税の計算上、相続財産として加算されます。つまり贈与はなかったものとされるのです。

しかしこのルールは相続により財産をもらう人だけに適用されるルールですので、例えば相続により財産をもらわない孫などには適用されません。

ですので、相続税対策で贈与を行う場合には贈与をする時期やあげる人をあらかじめ計画的に決めておくほうがよいでしょう。

相続のご相談は税理士法人アクシスへ！

相続税対策としての贈与は、あらかじめ相続財産をすべて把握した上で計画的に進めていくことが重要です。そして長期間かけてコツコツと行うことで大きな節税効果が得られるのです。税理士法人アクシスでは、財産リストの作成から贈与計画、そして贈与税申告まですべてお手伝いさせていただきます。

遺言　相続手続
贈与　相続税対策
相続税申告

相続専門スタッフが
対応させていただきます！
税理士法人アクシス
電話　088-631-8119

税理士
小島　晴美

確定申告

確定申告対策　～その２～

Ⅳ ふるさと納税

応援したい自治体に寄附

「納税」という言葉がついているふるさと納税。実際には、都道府県、市区町村への「寄附」です。原則として自己負担額の 2,000 円を除いた全額が控除の対象となります。また、平成 27 年 4 月以降、確定申告が不要な給与所得者等はワンストップ特例制度をあらかじめ選択することにより、手続きが簡便になりました。ふるさと納税は、各自治体のホームページまたは「さとふる」や「ふるさとチョイス」などの専用のサイトへアクセスし、申込手続きをします。寄附の方法は郵便振替や、コンビニ決済・クレジットカード決済ができる自治体も増えてきているため、ご興味のある方は一度ご覧になってみてはいかがでしょうか。

流れ

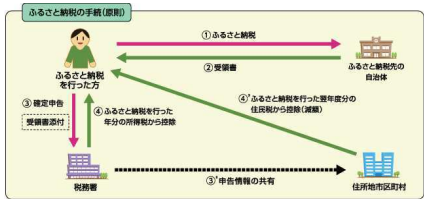

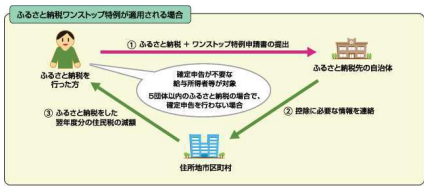

ふるさと納税のポイント

①全額控除（自己負担 2,000 円のみ）される寄附金額は収入や家族構成等に応じて一定の上限がある。
※給与収入のみの方は下図参照
②ワンストップ特例制度を利用する場合はふるさと納税を行う自治体数は 5 団体以内。
③ふるさと納税のお礼の特産品は一時所得の対象。（他に一時所得がある等、年間 50 万円を超える場合は確定申告が必要。）
④確定申告する場合は所得税と住民税から、ワンストップ特例制度を選択する場合は住民税から控除となる。

全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安（注 1）

ふるさと納税を行う方本人の給与収入	ふるさと納税を行う方の扶養人数			ふるさと納税を行う方本人の給与収入	ふるさと納税を行う方の扶養人数		
	扶養0人	扶養1人	扶養2人		扶養0人	扶養1人	扶養2人
300万円	28,000円	19,000円	11,000円	1400万円	355,000円	343,000円	331,000円
400万円	42,000円	33,000円	25,000円	1500万円	389,000円	377,000円	366,000円
500万円	61,000円	49,000円	40,000円	1600万円	424,000円	412,000円	400,000円
600万円	77,000円	69,000円	60,000円	1700万円	458,000円	446,000円	435,000円
700万円	108,000円	86,000円	78,000円	1800万円	493,000円	481,000円	469,000円
800万円	129,000円	120,000円	110,000円	1900万円	528,000円	516,000円	505,000円
900万円	151,000円	141,000円	132,000円	2000万円	564,000円	552,000円	540,000円
1000万円	176,000円	166,000円	157,000円	2100万円	599,000円	587,000円	576,000円
1100万円	213,000円	194,000円	185,000円	2200万円	635,000円	623,000円	611,000円
1200万円	242,000円	232,000円	222,000円	2300万円	767,000円	754,000円	741,000円
1300万円	271,000円	261,000円	252,000円	2400万円	808,000円	795,000円	781,000円

（注 1）扶養とは一般の控除対象配偶者もしくは一般の控除対象扶養親族（控除額 38 万円）に該当する方をいいます。
特定扶養親族等、その他の控除対象扶養親族がいる場合は寄附金額の上限が表示より少なくなります。

Ⅴ 小規模企業共済

掛金全額を所得控除できる

小規模企業共済制度とは、個人事業をやめられたとき、会社等の役員を退職したとき、個人事業の廃業などにより共同経営者を退任したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度です。掛金は全額所得控除となるため、節税をしつつ、勇退後の暮らしに必要なお金も確保できます。

概要

- **加入資格**：個人事業主やその経営に携わる共同経営者、会社等の役員、企業・協業組合、農事組合法人の役員の方。（注 2）
- **掛金の払込み**：掛金は毎月 1,000 円から 70,000 円の範囲（500 円刻み）で自由に選べます。（半年払、年払も可能）
- **共済金**：廃業時・退職時に共済金を受け取れます。受け取り方法は一括・分割・一括と分割の併用のいずれかを選べます。

ポイント

- **掛金は全額所得控除**：課税される所得が 400 万円の方が、毎月 3 万円を掛けると年間で 109,500 円の節税となります。（所得税 + 住民税）
- **有利に受け取る**：分割で受け取ると、公的年金の雑所得扱い。一括で受け取ると退職所得扱い。
- **契約者貸付制度**：納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付も可能。もしもの時の、サポートにもなります。

Ⅵ 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）

掛金全額を必要経費に算入できる

中小企業倒産防止共済制度とは、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度です。回収困難な売掛金等が発生した場合や、一時的に事業資金が必要になった場合に、掛金等に応じて資金を借り入れることが出来ます。掛金は全額、事業所得の必要経費に算入できますが、解約手当金を受け取ったときは益金となるため、注意が必要です。

概要

- **加入資格**：「資本金の額・出資の総額」または「常時使用する従業員数」の条件に該当する会社や個人事業者、企業組合等。
- **掛金の払込み**：掛金は毎月 5,000 円から 200,000 円の範囲（5,000 円刻み）で増額、減額が出来ます。掛金の前納や掛止めも可能です。
- **掛金は全額必要経費算入**：掛金は 800 万円に達するまで積み立てることが出来ます。

注意点・ポイント

- **解約手当金**：解約手当金は、収入金額に算入となります。修繕等、大きな経費の支出がある場合に解約し、支払資金としても活用が可能です。（注 3）
- **共済金貸付制度**：取引先の倒産等で、回収困難な売掛金等が発生した場合は、積み立てた掛金の 10 倍または被害額の範囲。事業資金が必要になった場合の一時貸付金は、返済期間 1 年で機構解約手当金 95%の範囲内で資金を借りることが出来ます。（注 4）

（注 2）常時使用する従業員の数が、建設業・製造業・運輸業・サービス業（宿泊業・娯楽業）・不動産業・農業・企業協業組合などは 20 人以下、商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）などは 5 人以下の個人事業主や共同経営者、会社の役員の方が加入できます。
（注 3）掛金の納付月数が 40 ヶ月を下回る場合、解約手当金が掛金総額を下回ることがあります。
（注 4）取引先倒産等による共済金貸付の場合は無利子ですが、共済金貸付額の 10 分の 1 相当額が掛金から控除されます。

ご不明な点がありましたら
税理士法人アクシスまで
お問い合わせください
電話　088-631-8119

顧客担当課
冨松　薫

確定申告のご案内

今年も残りあとわずか！確定申告の準備を始めましょう！

今から資料の準備を進めていきましょう！

個人事業主の方

□ １月からの通帳は全て記帳できていますか？

□ レシート・領収書等は整理して保管していますか？

□ 売掛や在庫の残高を確認する準備はできていますか？

医療費控除を受けたい方

□ 医療機関のレシート・領収書は整理されていますか？

不動産収入のある方

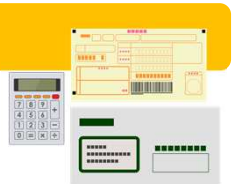

□ **固定資産税の納税通知書**は手元にありますか？

株の売買をされた方

□ **特定口座年間取引報告書**を忘れずに保管（１月頃発送）

保険に加入されている方

□ 生命保険・地震保険の控除証明書はお手元にありますか？

□ 満期を迎えた保険がある場合、満期通知書はありますか？

ご不明点は税理士法人アクシスに
お気軽にご相談ください！

axis
税理士法人アクシス

【お問合せ】**税理士法人アクシス**　徳 島 本 社 TEL:088-631-8119
吉野川支店 TEL:0883-26-0182

賞与の社会保険料
賞与支払届の提出忘れていませんか？

賞与支払届とは？

賞与（ボーナス）を従業員や役員に支給すると、「賞与支払届」により賞与の支給額等を管轄の年金事務所又は事務センターに届出する必要があります。

届出内容により標準賞与額が決定され、これにより賞与の保険料が決まります。

社会保険労務士
橋本育代

提出時期について

賞与を支給した**支給日より５日以内**に賞与支払届および総括表を管轄の年金事務所又は事務センターに提出します。

賞与支払届の提出を忘れると

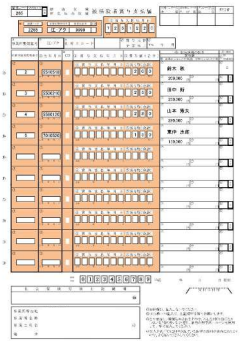

遡って届出をすることになります。

その場合、**賞与に掛かる社会保険料が一気に会社に徴収されます**ので、届出もれがないよう、ご注意ください。

※年金事務所の調査で発覚するケースが多い

もう余計なことはやりたくない！
全ての社会保険手続きを何とかしたいときは

社労士
顧問契約

■ **顧問契約料金表**※３０名以上の場合は別途お見積り

従業員数（役員・パート含む）	右記以外（税抜）	建設・飲食 県外事業所（税抜）
1-9名	月額**10,000** 円	月額**15,000** 円
10-19名	月額**15,000** 円	月額**20,000** 円
20-29名	月額**20,000** 円	月額**25,000** 円

創業間もない事業所様向けセミナー

ずっと使える！雇用のウラ技
人を雇うとき覚えておいてほしいこと

セミナーの内容

- ◎ 専門家お勧め！採用で活用できる**助成金**
- ◎ **社会保険料**は雇い方でこんなに違う！
- ◎ 必ず発生する残業代を考えた、賢い**給与の払い方**
- ◎ 業種別、**徳島県の給与相場**を知る
- ◎ トラブルを未然に防ぐ、**雇用契約書**の作り方

主催：社会保険労務士法人アクシス　協力：税理士法人アクシス

開 催 日／１２月７日（木）

開催時間／１３:３０～15:00（受付／13:15～）

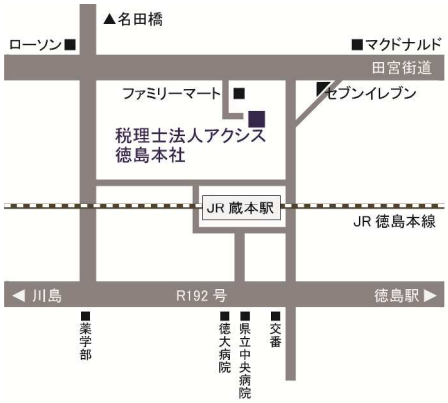

場　所／
税理士法人アクシス　セミナールーム
（徳島市北島田町１丁目３番地３）
駐車場あり

費　用／ 無料
※どなた様でも
ご参加いただけます。

お問い合わせ／
088-631-8119
kashiba@m-staff.com
担当：樫葉、後藤

【講師】
社会保険労務士法人アクシス
代表社員　社会保険労務士
樫葉 稔（かしば　みのる）

お申し込み　⇒　ＦＡＸ：０８８－６３２－６５４３

※頂いた個人情報は、本セミナー以外の目的では使用しません。

貴社名		ご参加者代表者名	
ＴＥＬ		ＦＡＸ	必ず記載 Email
ご所在地	〒		業種